



福県医発第2439号(地)

平成27年12月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する
地域連携ガイドライン」の発出について

、今般、標記の件につきまして、別添のとおり法務省保護局長・矯正局長並びに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の連名により、日本医師会を通じて情報提供がありました。

標記ガイドラインは、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定めるものであり、中では、関係機関の基本的な役割として、薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関に求められる事項や、保護観察中における医療的支援の在り方等についても示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
精神保健担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ166)

平成27年11月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する
地域連携ガイドライン」の発出について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、法務省保護局長・矯正局長、ならびに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の連名により、各都道府県知事等宛に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の発出について通知が出され、本会に対しても情報提供がありました。

本ガイドラインは、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定めるものであり、中では、関係機関の基本的な役割として、薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関に求められる事項や、保護観察中における医療的支援の在り方等についても示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

法務省保観第119号
障発第1119第1号
平成27年11月19日

各
〔
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
地方更生保護委員会委員長
矯 正 管 区 長
保 護 観 察 所 長
矯 正 施 設 の 長
関 係 法 人 等 の 長
〕
殿

法務省保護局長・矯正局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の発出について

薬物依存の問題を抱える者に関しては、「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月閣議決定)や「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定)等において、関係機関や団体が緊密に連携してその社会復帰を支援していく方針が示されているところです。

しかしながら、全国的に見れば、現状において、関係機関や団体の間の連携は必ずしも緊密に行われているとは言い難い状況にあり、このことが、刑務所出所者等を含めた薬物依存の問題を抱える者の社会復帰を妨げ、再乱用へと至らせてしまう一因になっているとも考えられます。

さらに、いわゆる危険ドラッグを含めた薬物乱用が大きな社会問題となっていること、薬物依存のある刑務所出所者に対する処遇の充実を前提とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行されること等をも鑑みれば、

関係機関や民間支援団体の連携をより緊密にするための対策を喫緊に講じる必要があります。

ついては、今般、法務省及び厚生労働省において、別添のとおり、保護観察所や医療・保健・福祉機関による連携の指針となるガイドライン「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を定め、平成28年4月1日から実施することとしましたので、通知します。同日以降は、別添のガイドラインを参照の上、薬物依存者への支援に特段の配慮をお願いします。

各都道府県及び指定都市においては、管内の特別区、市町村、関係機関及び民間支援団体に周知を図るとともに、各関係法人においては、会員各位など関係者に周知いただき、各地域において円滑な連携が確保されるよう、お取り計らい願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言ですので申し添えます。

（添付資料）

- ・「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」
- ・「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要
- ・ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）

別添

薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン

平成27年11月19日

法務省保護局・矯正局

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目次

第1 趣旨

第2 総論

- 1 用語の定義
- 2 基本方針
- 3 関係機関の基本的な役割
 - (1) 保護観察所
 - (2) 都道府県等
 - (3) 精神保健福祉センター
 - (4) 保健所
 - (5) 福祉事務所、市町村障害保健主管課
 - (6) 依存症治療拠点機関
 - (7) 薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関（(6)を除く。）
 - (8) 地方更生保護委員会
 - (9) 刑事施設
- 4 地域支援体制の構築
- 5 情報の取扱い
- 6 その他

第3 各論

- 1 薬物依存者本人に対する支援
 - (1) 刑事施設入所中の支援
 - (2) 保護観察中の支援
 - (3) 保護観察終了後の支援
- 2 家族に対する支援
 - (1) 家族の意向への配慮
 - (2) 家族への助言等
 - (3) 他機関等の紹介
 - (4) 保護観察終了後の支援に向けた調整

第 1 趣旨

本ガイドラインは、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定めるものである。

第 2 総論

1 用語の定義

(1) 薬物依存者

規制薬物等（指定薬物及び危険ドラッグを含む。以下同じ。）の乱用により、健全な社会生活に障害をきたしている者をいう（必ずしも精神作用物質の依存症として医師の診断を受けている場合に限らない。）。

(2) 支援対象者

薬物依存者のうち、保護観察付執行猶予者（刑の一部の執行を猶予されその猶予の期間中保護観察に付されている者^{*1}を含む。）又は仮釈放者として保護観察を受けている者をいう。

(3) 関係機関

保護観察所、都道府県等（政令指定都市を含む。以下同じ。）、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む。以下同じ。）障害保健主管課、刑事施設、地方更生保護委員会^{*2}、依存症治療拠点機関^{*3}及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関をいう。

(4) 民間支援団体

*1 刑法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成 25 年法律第 50 号）の施行（施行日はこれらの法律の公布（平成 25 年 6 月 19 日）から 3 年を超えない範囲で政令で定める日）によるもの。

*2 法務省の地方支分部局であり、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれ、主として仮釈放等の事務を行っている。

*3 平成 26 年度から実施されている「依存症治療拠点機関設置運営事業」において、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積することを目的として指定された 5 か所の医療機関。

更生保護施設^{*4}、ダルク等の回復支援施設、NA（ナルコティクス・アノニマス）等の自助グループや、その他薬物依存からの回復を支援する民間の団体をいう。

（5）地域支援

支援対象者の薬物依存からの回復及び安定した社会生活の維持に向けた関係機関及び民間支援団体による働き掛けをいう。

2 基本方針

（1）精神疾患としての認識共有

規制薬物等の乱用は、犯罪行為であると同時に、しばしば薬物依存の一症状でもあるため、関係機関は、薬物依存者が薬物依存という精神症状に苦しむ一人の地域生活者であるということを改めて認識し、刑事処分の対象となったことに伴う偏見や先入観を排して支援対象者の薬物依存からの回復と社会復帰を支援する。

（2）シームレスな支援

関係機関は、薬物依存者に対する支援を刑事施設や保護観察所又は医療機関いずれかの単一の機関に委ねるのではなく、相互に連携し、それぞれが有する責任、機能又は役割に応じた支援を、切れ目なく実施するよう努める。

（3）民間支援団体との連携

関係機関は、薬物依存者に対する支援において、民間支援団体との連携が極めて重要であることを踏まえ、民間支援団体との連携体制を構築するとともに、当該団体が薬物依存者に対する支援を行うに当たって、過重な負担とならないように配慮しつつ、その活動を支援する。

3 関係機関の基本的な役割

（1）保護観察所

- ・ 保護観察所は、刑事施設入所中の薬物依存者について、円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整^{*5}を行う。

^{*4} 刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。

^{*5} 刑事施設や少年院等の矯正施設にいる者の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。保護観察と同様、保護観察所の保護観察官と民間篤志家である保護司の協働態勢により実施する。

- ・ 保護観察所は、支援対象者の保護観察期間が終了するまでの間、専門的処遇プログラム^{*6}、簡易薬物検出検査^{*7}のほか、生活状況の把握及びそれに基づく生活指導など、支援対象者に対する指導監督を継続的に行うとともに、支援対象者を地域の関係機関や民間支援団体が実施する薬物依存からの回復に向けた支援につなげるために、保護観察期間中から関係機関等との調整及び支援対象者への指導を積極的に行う。
- ・ 保護観察所は、支援対象者の家族に対して助言を行うとともに、他の関係機関や民間支援団体の支援につなげるための調整を行う。
- ・ 保護観察所は、保護観察の実施責任を担う機関として、薬物再使用や粗暴行為など、支援対象者の犯罪行為又は重大な問題行動に対して、関係機関と連携しつつ、迅速に対処する。

(2) 都道府県等

- ・ 都道府県等は、精神保健福祉センター、保健所、依存症治療拠点機関等の医療機関等の関係機関が果たすべき役割と分担を調整する。
- ・ 都道府県等はそれぞれの管轄区域内において、支援対象者が適当な通院先又は入院先を得られない場合や、支援対象者の精神症状が急性増悪した場合などにおいて適当な医療機関の紹介等を行う、保護観察所との連絡・対応窓口となる機関（夜間又は休日における連絡・対応窓口を含む。）を定める。
- ・ 都道府県等は規制薬物等の取締りを担当する部署や精神保健福祉を担当する部署を含む関係部署の間の緊密な連携を図る。

(3) 精神保健福祉センター

- ・ 精神保健福祉センターは、地域の精神保健福祉の要として、地域における関係機関と民間支援団体との連携が円滑に行われるよう、協力体制の構築に向け、平素から必要な企画・調整を行い、連携推進の中核的役割を果たす。
- ・ 精神保健福祉センターは、保護観察所と連携し、支援対象者及びその家族に対する相談支援及び必要な他の支援に結び付けるための調整を行う

^{*6} 特定の犯罪的傾向を改善するため、認知行動療法等の理論に基づき、認知の偏りや自己統制力の不足等の問題点を自覚させた上で、再犯しないための具体的な方法を習得させることを目的として実施するプログラム。

^{*7} 規制薬物等の使用をやめようとする対象者の意志を強化し、これを持続させることを目的として、プログラムの一環又は対象者の自発的意思に基づいて実施する簡易な薬物検出検査。

とともに、保護観察所又は支援対象者若しくはその家族からの求めに応じて、保護観察期間終了後も引き続き必要な支援が受けられるよう調整を行う。

- ・ 精神保健福祉センターは、支援対象者及びその家族に対する支援に資する地域の民間支援団体を把握し、その活動を支援する。
- ・ 精神保健福祉センターは、薬物依存からの回復を地域社会で支えることについての理解が促進されるよう啓発活動を行う。
- ・ 精神保健福祉センターは、薬物依存からの回復に資する支援技術に関する研修を行うこと等により人材育成を行う。

(4) 保健所

- ・ 保健所は、保護観察所等の他の関係機関と連携し、支援対象者及びその家族に対して、地域に根ざした相談支援を行う。
- ・ 保健所は、精神保健福祉センター・市町村と協力し、薬物依存からの回復を地域社会で支えることの理解が促進されるよう啓発活動を行い、地域の民間支援団体の活動を支援する。
- ・ 保健所は、より専門的な支援が必要な支援対象者に対して、他の適切な関係機関又は民間支援団体を紹介する。

(5) 福祉事務所、市町村障害保健主管課

- ・ 福祉事務所及び市町村障害保健主管課は、福祉的支援を必要とする支援対象者に対して、協力（連携）しながら、適切な対応を行い、必要な支援を提供する。
- ・ 福祉事務所及び市町村障害保健主管課は、必要な福祉的支援が円滑に提供されるよう、刑事施設、保護観察所を始めとする他の関係機関又は民間支援団体等と連携する。
- ・ 市町村障害保健主管課は、支援対象者及びその家族が地域で排除されることなく回復に取り組めるよう、地域住民の薬物依存への理解を促進する啓発に努める。

(6) 依存症治療拠点機関

- ・ 依存症治療拠点機関は、支援対象者の専門的な治療や、その家族への相談支援を行う。
- ・ 依存症治療拠点機関は、関係機関、民間支援団体等に対して、薬物依存症治療に関する助言・指導を行う。
- ・ 依存症治療拠点機関は、支援対象者やその家族、地域住民等に対して薬物依存症からの回復支援に関する普及啓発活動を行う。

(7) 薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関（(6)を除く。）

- ・ 薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関は、薬物依存症のほか、身体合併症等の治療に関する各機関の専門性に応じ、支援対象者の治療やその家族への相談支援を行う。
- ・ 薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関は、関係機関、民間支援団体等に対して、薬物依存者に対する支援に関する助言を行う。

(8) 地方更生保護委員会

- ・ 地方更生保護委員会は、刑事施設入所中の薬物依存者との面接等を通じて、出所後の社会復帰を見据えた調査（アセスメント）を行い、必要に応じて関係機関等と情報共有や協議を行う。
- ・ 地方更生保護委員会は、刑事施設入所中の薬物依存者の意向を踏まえ、円滑な社会復帰のために最も適当な生活環境が確保されるよう、広域的な見地から、保護観察所が行う生活環境の調整に関し必要な指導・助言等を行う。
- ・ 地方更生保護委員会は、調査や生活環境の調整の結果を踏まえて、仮釈放等に関する審理を行う。

(9) 刑事施設

- ・ 刑事施設は、刑事施設入所中の薬物依存者に対し、薬物依存からの回復に向けたプログラム等の働き掛けを行うほか、社会資源に関する情報を提供するなどして、薬物依存者が適切な帰住希望地を選択し生活計画を立てることができるように支援する。
- ・ 刑事施設は、刑事施設入所中又は出所後の薬物依存者の円滑な社会復帰に向けて、当該薬物依存者の処遇や医療に関する情報を提供するなど、地方更生保護委員会、保護観察所のほか、必要に応じて他の関係機関と連携する。

4 地域支援体制の構築

- (1) 関係機関は、地域の薬物依存問題についての認識を共有し、治療や回復支援に関わる機関・団体が協働してその解決に取り組むため、民間支援団体等の適当な者の出席を求めつつ、定期的に連絡会議を開催する。
- (2) 関係機関は、医療・保健・福祉従事者その他薬物乱用の問題に携わる可能性があるスタッフの養成又は研修において、薬物依存者への支援について取り上げるなど、人材の育成に努める。

(3) 関係機関は、民間支援団体も含め、薬物依存者への支援に関して他の参考となる事例、研究その他の知見を共有するなど、地域における薬物乱用に関する問題解決力の向上を図る。

(4) 関係機関は、外部講師や非常勤スタッフとして他の関係機関や民間支援団体の職員等を招へいしたり、回復プログラムに関する勉強会や家族相談会を共同で開催するなどして、相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

5 情報の取扱い

(1) 関係機関は、関係機関及び民間支援団体が連携し効果的に支援を行うため、支援対象者に関する情報については、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、必要な範囲で共有する。

(2) 関係機関は、支援対象者の情報を他の機関又は団体に提供し、これを共有するに当たっては、法令上明らかな場合を除き、原則として支援対象者の同意を得るものとする。ただし、支援対象者に対する支援の可否等について検討するなどの事前協議に関しては、支援対象者の同意を得る前であっても、匿名を前提として必要な情報を提供し、協議等を行うことができる。

(3) 関係機関は、提供を受けた情報に関して、用途以外の使用、漏洩等がないよう、厳格に管理する。

(4) 関係機関は、民間支援団体に情報を提供し、これを共有するに当たっては、適切に情報を管理し、用途以外に使用しないよう求める。

6 その他

(1) 法務省及び厚生労働省は、本ガイドラインが実効性あるものとなるよう必要かつ具体的な対応を行う。

(2) 法務省及び厚生労働省は、本ガイドラインについて、これを踏まえた地域支援の実施状況、関係法令等の改正等を踏まえ、適宜の時期に見直す。

(3) 保護観察所及び他の関係機関は、薬物依存者のうち、保護観察処分少年、少

年院仮退院者又は更生緊急保護^{*8}の申出があった者に対しても、その求めに応じて、本ガイドラインに準じ、必要な支援を行う。

第3 各論

1 薬物依存者本人に対する支援

(1) 刑事施設入所中の支援

ア アセスメント

- ・ 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、刑事施設入所中の薬物依存者に関しては、生活歴、家族等の状況のほか、特に、薬物依存の程度、入所前に受けていた支援の内容、精神科通院・入院歴、服薬状況を含む現在の心身の状況、出所後の支援に関する本人の意向等を調査する。
- ・ 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、上記の調査を行うに当たっては、必要に応じて、関係機関、民間支援団体、薬物依存に関する専門的知見を有する者等の協力を得る。

イ 支援の方針等

- ・ 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、刑事施設入所中の薬物依存者に対し、それぞれが関与する段階において、前記アの調査の結果や生活環境の調整の状況等を踏まえ、各種社会資源に関する情報を提供するなどして、当該薬物依存者が適切な生活計画を立てることができるよう指導・支援する。
- ・ 保護観察所は、アの調査を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。特に、住居の確保のほか、出所の直後から福祉又は医療の支援が必要と認める場合には、その確保に向けた課題と対応方針を検討する。

ウ 事前協議

- ・ 保護観察所は、上記の方針等を検討するに当たっては、必要に応じて、関係機関及び民間支援団体と協議を行う。特に、出所後の住居については、刑事施設入所中の薬物依存者の特性を踏まえ、マッチングに配慮して調整するとともに、福祉及び医療に関しては、出所後速やかにこれらの支援が受けられるように調整する。
- ・ 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、特に必要と認める場合

^{*8} 満期釈放者、起訴猶予者等が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善更生をすることができない場合等に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設等に宿泊を委託するなどの措置を講じるもの。

は、関係機関及び民間支援団体の参加を得てケア会議を開催して、前記の方針等につき協議する。

- ・ 保護観察所は、当該薬物依存者について、帰住先がなく、かつ高齢又は障害により出所後直ちに福祉サービスを受ける必要がある者（特別調整対象者）として保護観察所が選定した場合は、特に地域生活定着支援センター^{*9}との連携を密にする。
- ・ 保護観察所は、ケア会議を含めた上記の協議に当たっては、関係機関又は民間支援団体が、刑事施設入所中の薬物依存者の出所後の支援に関する具体的な検討を行う上で必要な情報を、刑事施設又は地方更生保護委員会から提供を受け若しくは自ら調査をして、関係機関又は民間支援団体に提供する。

エ 協力依頼への対応

- ・ 関係機関は、刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所から上記アないしウに関する協力依頼があったときは、それぞれの専門性、薬物依存者に対する支援実績等に基づき、必要な協力を行う。

(2) 保護観察中の支援

ア 保護観察等開始時の調査等

- ・ 保護観察所は、保護観察の開始に当たっては、支援対象者との面接を行い、支援対象者の刑事施設入所中に実施した前記の調査や検討、その後の状況の変化等を踏まえて保護観察の実施計画を作成し、計画的に指導・支援を行う。
- ・ 保護観察所は、支援の方針を決定又は修正するに当たっては、支援対象者及びその家族の意向、関係機関又は民間支援団体との連携に十分配慮することとし、必要に応じて関係機関又は民間支援団体と協議を行うとともに、特に必要と認める場合は、関係機関又は民間支援団体の参加を得てケア会議を開催する。
- ・ 関係機関は、保護観察所からの意見照会や協議があった場合には、それぞれの専門性、薬物依存者に対する支援実績等に基づき、意見等を述べる。

イ 医療的支援

- ・ 保護観察所は、薬物依存から回復するために医療が必要と認める支援対象者については、本人の意向を確認するとともに、医療機関とも協議の上、受

^{*9} 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める支援機関。全都道府県に設置されている。

診するよう指示等を行う。

- ・ 保護観察所は、支援対象者が、医師により入院治療が必要であると判断された場合には、医師の指示に従い入院治療を受けるよう指導するとともに、医療機関並びに必要な応じて他の関係機関及び民間支援団体と連携して、退院後を見据えた必要な調整を行う。
- ・ 医療機関は、入院中の支援対象者が退院後に円滑に地域支援を受けることができるよう、保護観察所並びに必要な応じて他の関係機関及び民間支援団体に対し、支援対象者の心身の状況等について必要な情報提供又は協議を行う。
- ・ 保護観察所は、支援対象者が、医師により通院治療が必要であると判断された場合には、医師の指示に従い通院治療を受けるよう指導する。
- ・ 医療機関は、通院中の支援対象者が必要な地域支援を受けることができるよう、保護観察所並びに必要な応じて他の関係機関及び民間支援団体に対し、支援対象者の心身の状況等について必要な情報提供又は協議を行う。

ウ 専門的援助等

- ・ 保護観察所は、支援対象者の生活環境、心身の状況等を考慮し、薬物依存の改善のために回復プログラム等の専門的な援助が必要と認める支援対象者について、本人の意向を確認した上で、専門的な援助が受けられるよう関係機関に協力を依頼するとともに、支援対象者に通所等による専門的援助を受けるよう指導する。
- ・ 都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者が薬物依存の改善に向けた回復プログラム又は個別の相談支援を受けることを希望している場合は、回復プログラム若しくは個別の相談支援を実施し、又は地域で提供されている他の適当な支援を紹介し、調整する。
- ・ 保護観察所は、支援対象者が薬物依存から回復するため、ダルク等の回復支援施設又は NA 等の自助グループ等に入所又は通所してグループミーティング等に参加することが必要であると判断した場合には、本人の意向を確認するとともに、必要な応じ、入所又は通所について施設等と事前に協議した上で、支援対象者に対して上記施設に入所又は通所するよう指示等を行う。

エ 福祉的支援

- ・ 福祉事務所又は市町村障害保健主管課は、支援対象者が障害福祉サービス等の利用を希望している場合は、速やかに当該支援の要否等を判断の上、必要な支援を実施する。
- ・ 福祉事務所又は市町村障害保健主管課は、直接的な制度の運用と合わせて、必要な応じ、地域で提供されている他の適当なサービス等の利用を援助す

る。

オ その他の支援

- ・ 保護観察所は、支援対象者が上記イないしエの各事項に掲げる以外の支援を受ける必要があると認めるときは、支援対象者の意思に反しないことを確認の上、必要に応じて、関係機関又は民間支援団体の協力を得る。
- ・ 保護観察所は、支援対象者の生活環境、心身の状況、意向等を勘案し、支援対象者が就労支援を受けることが必要と認めるときは、公共職業安定所の協力を得るなどして、就労支援を受けられるよう調整する。

カ 協力依頼への対応

- ・ 関係機関は、保護観察所から支援に関する協力を求められたときは、依頼された協力の内容に応じ、自ら支援を実施し、又は他の機関又は団体から必要な支援を受けられるよう他の機関又は団体の紹介等を行う。
- ・ 関係機関は、保護観察所から福祉若しくは医療に関する専門的な助言又は通院先若しくは入院先として適当な医療機関等の紹介等を求められたときは、各機関の役割や専門性に応じてこれに応え、又は適当な機関の紹介等を行う。

キ 緊急時の対応

- ・ 関係機関は、支援に当たり、緊急に対応すべき事態が生じた場合には、相互に協力して解決に当たる。
- ・ 保護観察所は、薬物乱用により、支援対象者の幻覚（幻聴・幻視）や妄想、極度の気分の変動や興奮といった症状が発現するなど、医療的支援が必要と思われる事態が生じた場合には、速やかに依存症治療拠点機関又は都道府県等が定めた保護観察所との連絡・対応窓口である機関に連絡する。

連絡を受けた医療機関は診断及び必要な治療を実施し、また、治療を実施する上で他に適当な医療機関がある場合は、当該医療機関を紹介し、調整を行う。

ただし、保護観察所は、上記の症状が明らかに規制薬物等の再使用によるものであると認める場合には、警察に連絡するなど適切な対応をとる。

- ・ 関係機関は、心身の状態が特に不安定な支援対象者に関しては、自傷・他害のおそれが生じた場合など緊急に対応すべき事態に備え、必要に応じて、その情報を共有する。
- ・ 保護観察所以外の関係機関は、自らの機関が行う治療又は支援の対象となった薬物依存者が保護観察付執行猶予者又は仮釈放者であることを把握した場合は、当該支援対象者の心身の状況その他の状況に鑑み、必要に応じて

保護観察所に連絡する。

(3) 保護観察終了後の支援

ア 保護観察中の調整

- ・ 保護観察所は、保護観察終了後も支援対象者が保護観察所以外の関係機関及び民間支援団体から引き続き必要な支援を受けることについて、支援対象者の意向を確認する。
- ・ 保護観察所は、支援対象者が、薬物依存からの回復のための継続的支援を希望する場合において、保護観察終了後も引き続き必要な支援を受けられるよう、保護観察の終了までに、精神保健福祉センター若しくは他の関係機関又は民間支援団体が実施する支援につなげる。
- ・ 保護観察所は、継続的支援を希望する支援対象者が、保護観察の終了までに適当な関係機関又は民間支援団体につながる見込みが得られなかった場合は、保護観察の終了前に精神保健福祉センターと協議の上、同センターに支援対象者に対する支援の実施を依頼する。ただし、同協議において、他の適当な機関又は団体が支援の実施を引き継ぐことが適当であると認められ、当該機関又は団体に引き継がれた場合は、この限りではない。

イ 支援の実施等

- ・ 精神保健福祉センターは、支援対象者が薬物依存からの回復のために精神保健福祉センターの支援を望む場合において、支援対象者の同意を得て、保護観察所からの必要な情報提供を受け、関係機関及び民間支援団体等と協力・連携して、回復プログラム又は個別の相談支援を実施する。

2 家族に対する支援

(1) 家族の意向への配慮

- ・ 関係機関は、刑事施設入所中、保護観察中、保護観察終了後を通じて、薬物依存者の意向とともに、薬物依存者の家族の意向を十分に汲み、薬物依存者への支援の実施に当たって必要な配慮を行う。
- ・ 関係機関は、薬物依存者本人への支援を行うに当たって、薬物依存者の家族に対して負担を強いることがないように十分に留意する。

(2) 家族への助言等

- ・ 保護観察所は、刑事施設入所中の薬物依存者の家族に対し、薬物依存に係る知識や本人との接し方に係る助言など、当該薬物依存者の社会復帰に資する支援を行う。
- ・ 関係機関は、刑事施設入所中の薬物依存者に関して、他の関係機関からの

依頼又は当該薬物依存者の家族からの相談を受けたときは、それぞれの機関の専門性に応じて、当該家族に対して助言等を行うとともに、当該家族に対する支援が効果的に行われるよう相互に協力する。

- ・ 関係機関は、出所後の支援対象者本人に対する支援に並行して、その家族が支援を望む場合においては、その家族に対して、引き続き、継続的に助言等を行う。

(3) 他機関等の紹介

- ・ 関係機関は、支援対象者の家族が求めている支援の内容、意向等を踏まえ、他に支援を行う適当な機関又は民間支援団体があると判断した場合は、当該機関又は団体から必要な支援が受けられるよう当該機関の紹介等を行う。
- ・ 関係機関は、必要に応じ、紹介先の機関又は団体との間で情報を共有し、より効果的な支援が行われるよう配慮する。

(4) 保護観察終了後の支援に向けた調整

- ・ 保護観察所は、支援対象者の家族が保護観察終了後も他の関係機関又は民間支援団体から必要な支援を継続的に受けることができるよう、保護観察中から調整を図り、支援対象者の家族が希望する場合には、保護観察の終了までに、これらの機関が実施する支援につなげる。

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

策定の背景

- ・危険ドラッグを含め、薬物依存は大きな社会問題となっており、その対策は政府の重要な政策課題の一つ。そうした中、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関のみでは不十分。保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠。

ガイドラインの概要

総論

基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等

各論

薬物依存者本人に対する支援

（刑事施設入所中の支援）

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

（保護観察中の支援）

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に参加する。等

（保護観察終了後の支援）

- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等

ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）

